

令和4年度

第3回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会

令和4年8月12日（金）13時30分から

山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

議 題

1 金額審議について

2 その他

## ●労働者側見解

### 第1回専門部会

- 1 2021 連合リビングウェイジによると、山口県は時間額 980 円となるので、山口県最低賃金額 857 円と比較すると 123 円の開きがある。  
また、この金額は昨年 12 月に改定されたもので、昨今の物価上昇は反映されていないものである。
- 2 最近の急激な物価上昇は全国及び山口県の消費者物価指数に具体的に表れており、特に生活必需品的な物価の大幅な上昇となっている。  
今後も多く品目について値上げの見通しであり、早期に時間額 980 円に到達しなければならない。
- 3 目安額 30 円とした場合の影響率は 16.6%で、昨年並みの影響率である。昨年並みの労働者に対して影響を与えることができることは非常に重要であるとの認識である。
- 4 意見陳述の中で述べられた時給 1,500 円の早期実現の要請については、急激な金額引上げによる中小、零細企業に与える影響は大きいことから、段階的に引き上げていくことが現実であるとの認識である。
- 5 早期に時間額 980 円を目指すにしても、地域間格差の是正に努めるためにも、中央最低賃金審議会で示された目安金額以上の引上げを求めたい。
- 6 意見陳述の中で、年間 2000 時間働いても、年収 200 万円に満たない労働者の話があったが、最低賃金近傍で働く方にとっては死活問題であり、悲痛な叫びと受け止めている。
- 7 今年度の引上げ額は目安額 30 円に 11 円加えた 41 円として提示する。

11 円については、山口県最低賃金にかかる令和 2 年度に他県と開いた差 1 円、今年度の A、B ランクとの目安額の差 1 円、福岡県最低賃金額との格差是正として 7 円を算定したら 9 円に、2021 リビングウェイジで示された金額 980 円を 3 年かけて到達すると年 41 円を継続的に引き上げる必要があるため、残りの 2 円を計上したものである。

## 第2回専門部会

- 1 第1回専門部会で提示した引き上げ額41円の主張については、今回、目安額30円に福岡県との最賃額格差是正のための7円を加えた37円に変更し、歩み寄りたい。
- 2 労働者側としては、リビングウエイジの980円の到達を目標としているものの、その通過点として、近県との格差の話が出てくる。そのため、今年はず、福岡県との格差是正を優先に考えている。
- 3 福岡、広島には含まれている状況について、賃上げで底上げをし、山口を支えていきたい。

### ●使用者側見解

#### 第1回専門部会

- 1 地域別最低賃金については、基本的には最賃法第9条に基づく3要素について、各調査、データに基づいて決定されるべきものである。
- 2 平成27年からの生計費、あるいは労働者の賃金の推移と比較すると、これらを大幅に上回る最低賃金が毎年決定されている。この結果は、  
いわゆる時々の事情という施策的な配慮が反映されたものであり、支払い能力を超えるような大幅な賃金引上げがなされたことで、小規模、零細企業者に、過度の負担を強いてきている。
- 3 最低賃金の引上げ根拠については、賃金改定状況調査第4表の1.6%もあるが、300人未満の中小企業の春闘の賃金引上げ率が1.96%であり、この数値を用いた金額17円が妥当な引上げ水準の限度であると考えている。
- 4 物価の大幅上昇が最低賃金引上げの根拠と聞くと、過去、消費者物価指数が上がっていない中でも、最低賃金は上がってきている。  
また、日銀によれば悪い物価上昇ということで、突発的な事象による物価上昇ということであり、最賃引上げの根拠になるか疑義もある。  
物価上昇については、中小規模事業者が価格転嫁できていないため深刻な影響を受けている。

- 5 中小規模事業者の状況について月次景況調査結果の各指数を見ると、大幅にマイナスであり、コロナ前に戻り切っていない。  
価格転嫁ができたところは4分の1、昨年度の引上げは30%が影響ありと回答し、さらに引上げ額に対する影響率は16.9%を超えている。また、この引上げが賃金あるいは雇用に影響しているとの結果も出ており、仮に今年、最低賃金が3%の引き上げがなされた場合に約半数の経営への影響があるといった回答であった。
- 6 賃金引上げに関する生産性向上の施策については設備投資を伴うが、多くの中小規模事業者は設備投資を行う余裕はなく、助けにはならない。

## **第2回専門部会**

- 1 現時点では、前回主張した引き上げ額17円から変更は考えていない。3要素を踏まえた山口県の春闘の引き上げ率1.96%に基づくものである。
- 2 使用者側としては、法に基づく原則、山口県における資料も事務局から提示されており、これらを踏まえた額の提案を行っている。
- 3 最近の急激な物価上昇は、春闘の賃上げ率1.96%に反映されていないのは承知しているが、どのような数値を基にその物価上昇分を考慮すべきかが不明である。
- 4 次回専門部会までに、主張している引き上げ額17円に対し、山口市の物価上昇分の数値を加えた金額を改めて検討することとしたい。

## 令和4年度山口地方最低賃金審議会 山口県最低賃金専門部会公益委員見解

山口県最低賃金については、時間額 888 円、引上げ額 31 円、引上げ率 3.6%。  
発効日は、令和4年10月13日とする。

### 1 現下の経済・雇用情勢

山口県の経済情勢は、新型コロナウイルス感染第7波の影響で引き続き予断を許さないものの、現状では行動制限もなく消費活動の正常化にともない、経済活動活性化への動きもみられる。また、長期化するウクライナ情勢等による原油等の原材料価格の高騰、円安などの影響により先行きに不透明感はあるものの、直近の山口県金融経済情勢でも「県内景気は緩やかに持ち直している」との情勢判断がされている。

有効求人倍率は全国を上回る水準を示しており、失業率も昨年と比べて改善がみられる中、企業倒産も落ち着いている。

### 2 中央最低賃金審議会の目安

今年度の中央最低賃金審議会の目安審議に当たっては、消費者物価の上昇を背景に、「生計費」「賃金」「通常の事業の支払い能力」の3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額（山口県のCランクでは30円）が示されたうえで、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から、目安を十分に参酌することが強く期待されている。

### 3 判断理由

新型コロナウイルスの感染状況、原材料費等の高騰による影響は、予断を許さない状況にあるが、本地方最低賃金審議会においては、労使の意見、目安及び以下の理由を十分に参酌して総合的に勘案した結果、今回の改定金額を提示することとした。

① 賃金については、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は1.6%（Cランク）、継続労働者に限定した第4表③では2.0%（Cランク）となっている。また、山口県の春季賃上げ妥結状況（企業規模300人未満）における賃金上昇率は1.96%となっているが、これらには本年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性に留意したこと

② 消費者物価上昇率（総務省「消費者物価指数」（「持ち家の帰属家賃を除く総合」（全国）に拠る）は、4月に3.0%、5月に2.9%、6月に2.8%となるほか、山口市では4月に2.9%、5月に3.0%、6月に3.2%（山口市の4～6月の3か月平均は3.0%）となっていることから、生計費上昇分については、3%を超える水準と考えられること

③ 「法人企業景気予測調査結果」によれば、本年4～6月の県内企業全体の景況判断BSI

は、昨年同期と比較すれば悪化しているが、1月～3月からは大きく「下降」超幅が縮小し、7～9月期は「上昇」超に転じる見通しとなっている。「山口県金融経済情勢」でも7月の「県内景気は、持ち直しのペースが鈍化している」から8月は「県内景気は、緩やかに持ち直している」と判断されていること

④ 山口県の雇用情勢は、有効求人倍率が4月に1.53倍、5月に1.47倍、6月に1.48倍、新規求人倍率が4月に2.39倍、5月に2.29倍、6月に2.43倍と、どちらも前年同月比で大きく上回る水準で推移しており、失業率も今年になって全国を下回る2%以下であること

⑤ 現行の目安制度のもとで、異なるランク間での最低賃金の格差の拡大は、大きな課題であり、総合指標との整合性や地域間格差の是正を考慮する必要があること

⑥ 最低賃金の引上げは、中小企業を中心に経営への圧迫につながることも留意する必要があり、引上げの水準には一定の限界があると考えられること

#### 4 行政への要望

行政においては、厳しい業況の中小企業・小規模事業者配慮しつつ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援強化、下請取引の適正化、金融支援など、今後も継続的に賃上げがしやすい環境整備を一層図るよう求める。

以上